

【 郵船ロジスティクスグループ贈収賄排除宣言 】

近年、贈収賄及び腐敗行為に関する法規制や摘発が国際的に強化されている状況にあります。贈収賄は、それを行った個人のみならず、会社も巨額の罰金の支払いという刑罰を受けるおそれのある犯罪行為です。

加えて、贈収賄は会社の社会的信用の失墜、公的入札からの排除、顧客流出などの計りしれない損害をもたらしかねません。実際米国では、外国公務員への贈賄を理由に米国外の企業が8億ドルにも及ぶ罰金を支払った事例があり、また、物流企業も例外ではなく、米国において巨額の罰金を支払った事実があります。

もとより、当社グループは、社員行動規範で、国際ルールや法令の遵守、及び国内外を問わず公務員に対して禁じられた接待・贈答等の所謂贈賄行為を行わないことを明記してそれらの違反防止に努めていますが、贈収賄防止は当社グループにとって引き続き極めて重要な課題です。

そこで、改めて別紙のとおり「郵船ロジスティクスグループ贈収賄禁止基本方針」を定めて贈収賄行為の徹底的な排除を宣言します。

2014年1月31日

郵船ロジスティクス株式会社

代表取締役社長 倉本 博光



[郵船ロジスティクスグループ贈収賄禁止基本方針]

郵船ロジスティクスグループは、米国海外腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act)、英国贈収賄防止法 (Bribery Act)、中国刑法及び反不正競争法、日本国不正競争防止法をはじめ、当社グループに適用されうる贈収賄の禁止に関する法規制を遵守し、当社グループ会社を代理して当社グループの事業又はその一部を遂行する者や、当社グループの取引先に対してもそれらの遵守を求めるため、以下の基本方針を定めます。

1. 国内外のいずれにおいても、何人に対しても、直接・間接を問わず、あらゆる賄賂の供与、申出、約束をせず、また賄賂の受領、要求、約束もしません。
2. 公務員か民間人の区別なく、相手方との間で社会儀礼の範囲を超えた金銭その他の利益の供与及び贈答並びに過度の接待を行わず、また、それらを受けません。
3. 贈収賄法規制及び行動規範等への準拠を示せるように、記録を適時、適切、かつ正確に保持し、財務統制を維持します。
4. 定期的に当社及びグループ会社に対し、贈収賄に関する法令や当社規則の遵守を確実にするため、教育・研修を実施します。
5. 定期的に贈収賄防止のための方針及び統制を見直し、必要に応じて改正・改善を実施します。
6. 本基本方針に関して違反及び違反の疑いが発生した場合は、迅速且つ的確に原因究明に努め、速やかに必要な措置を講じ対処します。
7. 本基本方針に反した役員、従業員、代理人及び取引相手に対しては、厳しい態度で臨みます。

以 上